



マイナンバー

(社会保障・税番号制度)ご存知ですか?

平成27年10月から、国民一人一人に12桁のマイナンバー「**個人番号**」が通知されます。

企業や公官庁などには13桁の「**法人番号**」が通知されます。

平成28年1月から、マイナンバーは**税や社会保障**で利用します。

平成27年2月現在の情報

マイナンバー制度の施行に向け、**準備**を進めましょう。
ボナファイドがお手伝いいたします。

弊社でも対策セミナーの開催を準備中です、御期待ください。

御相談は弊社
担当者へ。



株式会社 **ボナファイド**
東京都新宿区南山伏町1-23
TEL 03-3513-6571(代) FAX 03-3513-6572

マイナンバー制度とは。

「**社会保障や税の手続で全従業員に関係する制度**」です。

事業者は**パートやアルバイトを含め、全従業員**のマイナンバーを順次取得し、源泉徴収票や健康保険・厚生年金・雇用保険などの書類に番号を記載することになります。

また、**マイナンバーを含む個人情報(特定個人情報)**は適切に管理することが必要です。

民間企業での**特定個人情報の取り扱い**については、**内閣官房長の「特定個人情報の適正な取り扱いに関するガイドライン(事業者編)」**に従うよう求められています、以下にその要点を抜粋いたします。

*** 詳細はガイドラインをご確認ください。**

特定個人情報とは

個人番号(マイナンバー)をその内容に含む、**個人情報**のことです。



安全管理措置

特定個人情報は**全ての事業者が、適切な安全管理措置**を行うよう、今回の**法律で規定**されています。
しかし、**総従業員数が100人以下の中小規模事業者**に対しては**特例**が設けられています。

安全管理措置とは

特定個人情報の取り扱いについて、事業者は以下の**措置**を講じる必要があります。

1. **組織的**の安全管理措置
2. **人的**の安全管理措置
3. **物理的**の安全管理措置
4. **技術的**の安全管理措置

組織的安全管理措置

「**組織的**」な措置とは、**担当者を明確**にして、**担当者以外が特定個人情報等**を取り扱うことが無いような**仕組みを構築**することです。

人的安全管理措置

「**人的**」な措置とは、**従業員の監督・教育**についてです。



物理的安全管理措置

「**物理的**」な措置とは、**特定個人情報等の漏えい・盗難等**を防ぐ措置で、**担当者以外が特定個人情報等**を取り扱うことが**できない**ような工夫を行うことを指します。

技術的安全管理措置

「**技術的**」な措置とは、**担当者を限定**するための**アクセス制御**を行うことや、**ウィルス対策ソフトウェア**等を導入し、**最新の状態にアップデート**しておくことなどを指します。

教育

担当者に限らず、**全従業員**がマイナンバー制度を理解することが重要です。

社員研修や勉強会について**年間通じた対応**を検討しましょう。

対象業務を洗い出した上で、組織体制や個人番号利用開始までのスケジュールの整理など対処方針を検討し、**組織として決定**しましょう。

平成27年2月現在の情報

最新情報は以下のホームページへ

マイナンバーのホームページ

<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/index.html>

特定個人情報保護委員会のホームページ

<http://www.ppc.go.jp/index.html>

ボナファイドホームページリニューアル完了!! www.bonafide.co.jp



株式会社 **ボナファイド**

東京都新宿区南山伏町1-23

TEL 03-3513-6571(代) FAX 03-3513-6572